

明治廿七年十二月二十六日第三種郵便物認可

明治廿一年五月創刊

MAGAZINE

OF THE PRISON

SOCIETY OF JAPAN.

No. XI. November, 1905.

VOL. XVIII.

每月一回二十日發行

監獄協會雜誌

明治三十八年

十一月二十日發行

第十八卷

第十一號

監獄協會發行

●豫約廣告

内閣統計局 吳 文聰君校閱 司法屬 高野三郎著

理論 應用 監獄統計

全 紙數 凡二百頁
豫約實費 郵稅 共金四拾五錢

○豫約申込期限本年十二月限り○官署よりの申込は着本次第御送金のこと○個人よりの申込は前金に非ざれば送本せず○送金は東京市四谷區愛住町二番地監獄協會出版部磯村政富宛(四谷局指定)のこと
今や戦後の經營として内外百般の施設一大刷新の秋に膺り最も着實穩健にして空理に馳せず空論に陥らざる好考資料として需用せらるるものは統計觀察に如くものなからん。而して本書は専ら監獄統計に就きて學理上より將た實際上より最も簡明適切に説明したるものにして統計上特に大切なる單位觀察の小票記入手續の如きは極めて可憐懇切に之を解釋し且つ監獄統計に關する諸規則諸通牒は申すに及ばず實察上の取扱に關する通曉し且又監獄統計の實務に從事せらるる諸君は勿如何なる人と雖も一度本書を繕かば統計の學理に通曉し且又監獄統計の實務に從事せらるる諸君は勿べくして一舉理論と應用と兩全たるを得べき良書なれば監獄統計の實務に從事せらるる諸君は勿論統計の觀察を豫約申込部數を限り印刷に付すべきに就き期限以後の御注文に對しては或は直に品但し本書は豫約申込部數を限り印刷に付すべきに就き期限以後の御注文に對しては或は直に品切の恐れ可有之に付き此際奮て速に御申込を乞ふ

發行所 東京市四谷區愛住町貳番地 監獄協會出版部電話四番町二二番 東京書院

監獄協會雜誌第拾八卷第十壹號

(明治三十八年十一月廿日發)

論說

○未成年囚處遇に就て

徳島 大西辰衛

社會の安寧秩序を攪亂し人類の害毒物として善良種族の嫌忌を受け法律に抵觸する行爲をなし以て獄界に投し晨夕暗窓裡に苦呻するの人類は其數實に夥大なりとす是れ國家の消長に關する一大危難なり國家は是等人類の衆寡に依て直接に將た間接に進歩の均一を失す豈慨嘆の至りならずや而して就中此等囚者の中に芽萌んとし花開かんとする少壯者の思慮未だ定かならず處生路の行脚をたに試るの違なくして身は縲綯の屈辱を受くるものあるを見ては吾人天を仰いて彼等の爲め將又國家の爲め長嘆せざるを得ず奈何とならば是等少壯者は初め其罪惡を犯すに當り成年者に於ける如く習慣的偏狹の心意を以て良心を曲げたるに非ずして只浮薄の思想と輕佻の態度に依つて單純なる意味の犯罪を成し自由刑の執行を受くるに至りたるものなればなり故に吾人は此等の者に向つて常に一掬の涙を以て同情を漂

はせ以て渠の前途遼遠なる難行路を踏破するの勇氣と耐忍心を其腦裡に感受せしむることに勉めざる可らず吾人は今此少壯者に教育を授くるの任務を有す然りと雖も概して短期刑なる渠等には始終一貫して教育を施し其効果を收めんとするこゝとは至難中の至難事なり而して監獄則は渠等に對し小學程度を以て教育を施すべしと規定すると雖も是を分析すれば根本的いろは單語を渠に修得せしむべしとの意にあらすして渠等の知得せざる善觀念を授け以て人生行爲か惡所業を縦にすべからざるを悟らしむるにありと信す試に最近一ケ年に於て收監したる未成年を視るに平均的年齡か小學時代を空過したる者而已にして換言すれば既に社會競争場裡に活躍處生を需むるに急なる年齒に垂んとしつつある者を多しとす故に眼に一丁字の存するものなき者に至つても常に或る智識に至つては間斷なく眼は百方に奔せ腦は或る感想を以て満たされ始終妄想に彷徨しつゝあるを以て殆んど吾人の豫想以外に出する行爲を遂行する類例尠なからす是に依て考ふるに未成年者に教育を施すの言は寧ろ道義的教誨を加ふべしとの意味にして渠等の疑惑を明晰に啓發し以て渠の心意を根本的に改良し陰鬱的の腦裡を開展し充滿せる惡氣を掃除し代ふるに清良なる意氣を充塞するにあり抑も人として痼疾的の習慣を徹去すべき事は容易の業にあらざるなり然と雖も人は或る動機に依て尙克く其習慣を打破するの期會なしとせず要するに其習慣を打破するの期會を與へしむるは是吾人の職

分なりと言はざる可らず渠等をして其前非を悔悟して善良なる感想を惹起するに至らしむるには渠等か奈何なる期會又は境遇の元に恐るべき罪を犯し且つ悲むべき境遇に至りしかを考察するの必要ありとす而して其原因を考察するには須らく先づ渠等の犯罪を醜醒せし當時の事情を知り意向を察し之を判断せざるべからず斯くして其原因を明瞭にし之に適應する所遇を施し以て精神上の欠缺を補ひ扶掖誘導を加へて歸正せしめざるべからず茲に於てか淺學を省みず處思を練して大方の教示を仰く

先づ叙次を踐んで監獄か囚徒を收監するに當り心裡的一斑を窺ふに奈何なる範圍を以てするかに就て之を見れば大体を三種目に別ち犯由、性質、嗜好を以てせり今其三原素を各分子に分ては

- 犯由、私慾、遊蕩、驕奢、酒興、怠惰、疎虞、輸贏、娛樂、誘惑、痴情、忿怒、怨恨、窮迫、姦俠、習癖、刑餘ノ不信用、不時ノ遭遇、生育ノ不良、家庭ノ不良、家族ノ不和、政治上ノ關係等、
- 性質、溫和、質朴、怜悯、疎放、愚鈍、放縱、懦弱、偏狹、浮薄、執拗、粗暴、傲慢、陰險、狡猾、剛復、奸佞、殘忍等、
- 嗜好、遊興、輸贏、飲酒、間食、驕奢、演劇、遊藝、喫煙等、

是に依て最近年度に未成年者として收容したる人員を百分比に類別すれば左表の

如し

犯由に於て

遊蕩	一七、一%
酒興	二、〇
怠惰	二〇、四
輸贏	五、七
娛樂	一〇、三
誘惑	二、八
忿怒	三、二
怨恨	二、四
習癖	一八、六
刑餘ノ不信用	七、〇
家庭ノ不良	一〇、五
計	一〇、〇

性質に於て

溫和	六、二%
質朴	四、五
伶俐	三、〇
踈放	二、〇
愚鈍	三、一
放縱	一〇、六
懦弱	一三、八
浮薄	五、二
粗暴	二二、六
傲慢	二、〇
狡猾	一一、五
奸佞	三、五
計	一〇、〇

嗜好に於て

遊興	一八、〇%
輸贏	九、三
飲酒	二、三
間食	七、四
驕奢	二四、六
遊藝	一、二
其他	三七、二
計	一〇、〇

以上數字に於て顯はれたる成績に依り既に渠等の心理的概略を察知し得べし故に表に據て犯由は怠惰を最とし是に次ぐに習癖、遊蕩、家庭の不良、娛樂、刑餘の不信用、輸贏等とす是に對する性質は粗暴を第一とし懦弱、狡猾、踈放、放縱、溫和、浮薄、等嗜好に於て驕奢、遊興、輸贏、間食等とす今此等の最高點一二を採り對照すれば第一は粗暴の性質を有するものにして犯由は怠惰、嗜好は驕奢、第二は懦弱の性質を有するものに對し犯由は習癖、嗜好は遊興等の關聯を表はすべく依て

嗜好：性質：犯由=x
 第一者= $\frac{\text{嗜好} \times \text{性質} \times \text{犯由}}{24.6 + 23.6 + 20.4} = 22.8$
 驕奢+粗暴+怠惰

にして之を各項に對比すれば (24.6+22.8=1.07%嗜好率) (23.6+22.8=1.03%性質率) (20.4+22.8=0.89%犯由率)を得べし

犯由：嗜好：性質=x
 第二者= $\frac{\text{犯由} \times \text{嗜好} \times \text{性質}}{18.6 + 18.0 + 13.8} = 16.8$
 習癖+遊興+懦弱

にして之を第一者の如くすれば (18.6+16.8=1.1%犯由率) (18.0+16.8=1.07%嗜好率) (13.8+16.8=0.82%性質率)を得べし

故に第一、二の兩者を對照すれば第一者は嗜好の度最も高く犯由率最も低し第二者は犯由の度最も高く性質率最も低し依て此兩者を混合比較すれば

犯由 第一者 0.89 1.1
 犯由 第二者

しめすして殆んど無意識に不良行爲を作爲したることを知るに足る茲を以て監獄は如上の無意識に犯罪を敢行したる可憐兒に對しては特に慎重の態度を以て感化遷善せしむるの必要を認むるものなり、彼可憐兒は吾人の後繼者たり第二期の國民たる資格を有すべき者なり而るに一朝感化手段を謬りて遂に渠等の心的作用を不良感念に痼着せしめ年の経過と共に益其惡所業を増長せしめ遂に一種の病的人類を作成するに至らば國家の不利之より大なるは無かるへし故を以て國家は此等の者の爲に將た社會の安寧秩序を保全せんか爲に一種の離隔社會を組成し善良人類に慰安を與へ傍ら不良人類を精神的改造し再び社會に起たしむるの境遇を作るに勉めり、然と雖も監獄か奈何に熱心に渠等の心的改良を施し再び社會に混棲するの途を與ると雖も社會に於ける風潮か同情を以て遇せされば未成年者か折角得たる善智識を利用するの期會なく再び瞑々裡に再犯を致すの境遇に投身するに到るへし故に罪者に對する出獄後の保護は監獄と社會との協力を要するものにて監獄は心的改良を施し社會は此種族をして活動を爲し得るの餘地を付與すへき義務あり故を以て未成年者か再犯の擧に出るは多くは是社會の罪にして監獄の千辛萬苦を徒らに叙上の如く犯罪は境遇に於て發作し又境遇は犯罪を助成すへき一の資料にして罪

を犯すの動機は雜多の境遇より發芽するものなり故に第一表に依る犯罪は精神的活動の餘地を付與せざる社會の罪と之を幫助し誘發する宇宙の變遷作用に由る季節の罪に歸せざる可らず季節の變轉は人の活動作用を變化せしむるの力を有するものなり是を以て吾人は犯罪行爲を誘導する罪因に宇宙の變轉即ち季節の關係を加ふる所以なり然と雖も宇宙は無生物なり毫も生物的變轉の活動を爲さず管機械的の變轉なり故に $\text{宇宙} = \text{季節} + \text{管機械}$ と解決せざるへからず由て犯罪は第一分子に於て社會而して之に加ふるに第二の二個分子たる境遇と季節とを合し二除したる併合數か其値乃ち犯罪分母たるべきなり然らば社會の罪を根底とし其犯罪行爲の分子として境遇と季節とを折衷したる罪の因由か奈何なる結脈を連續するか左に之を示す

境

遇

犯罪

勇氣の不足、勞力の散漫
 品性の粗惡、集中力の不足
 動かされ易き性、不良の習慣
 實務的才能の不足、刺激心のなき爲
 處生の才なき爲、節儉の不足

春

夏

季項

花笑ひ鳥啼くの好季節に際し遊惰心の勃起し爲に勤勞に着手す
 豫め處生の難たるを悟らす向暑炎天に抵抗し一貫して難行路を踏破するの心意挫折したる爲

境遇の罪は需用者たり季節の罪は供給物たり然して監獄は一の供給物の一大修繕工場たり工場は一の破損物たる物者の修繕或は改造の囑托を受け處定の期間を費して改々改修に有ゆる方法手段を採り是を完全なる需用物となし再び社會に之を供給すると等しく監獄は所遇上に於て日夜改過遷善の効果を收むるには奈何なる方法手段に依るべきかと各箇人に就て其四邊周圍の事情を觀察斟酌し臨機的手段を行へるにあらすや故に社會は此等の者を需用するに當り最も慎重の態度を採らざる可らざるなり苟も社會は此等の點に留意注目せず輕視するあらは出監後に於ける渠等は底止する處を知らざる那落に墜下すへし依て更に社會と關係を有せる罪質の轉變を示して一餐に供す

- 初犯 } 二犯 } 三犯 } 四犯 } 五犯 } 六犯 } 計
- 放火.....二、三%
 - 毆打創傷.....二、三
 - 詐欺取財.....二、三
 - 竊盜.....六、九

竊盜九三、一%

- 竊盜.....四六
- 竊盜.....二、三
- 竊盜.....四六、〇
- 竊盜.....七、八
- 竊盜.....七、〇
- 竊盜.....七、〇
- 竊盜.....四、六

故殺未遂.....二、三
 強盜.....二、三
 森林放火.....二、三

以上表に顯はれたる如く竊盜初犯者最も高率にして森林竊盜、詐欺竊盜包含從て其罪質の點に於ては最も薄弱の犯罪として殆んど刑法に於て寛恕すべき罪質を有す例せは

- (1) 店頭の菓子を竊取したる者
- (2) 朋友の衣類を竊取し著用したる者
- (3) 間食物を求めん爲に保護者の目を窺みて物品を取出し賣却したる爲
- (4) 親戚の留守宅に忍入り金錢を竊取したる者
- (5) 節句に附近の山に登り枯草に點火したる者

(6) 觀劇の念禁する能はず其料金を得ん爲に金員を窃取したる爲
 (7) 他人の携帶裝飾物を見て慾望を起し窃取したる爲
 (8) 他人の牧牛を借受け中女色の費途に窮したる爲之を賣却したる爲
 等にして實に偶發的の犯罪たるを證するに足るべく豈愍然と言はざる可んや然して監獄は此等憐察すべき未成年者をして特に教養を加へ以て再犯の舉に出でざらんことに勉めりと雖も短期刑にして未だ充分なる教養を加ふるの暇なくして之を不良なる境遇に復歸せしむるを以て犯罪の轉轍表の如く初め偶發的の犯者たりしもの、其大部分は終に習慣的の犯罪行爲に出で尙甚しきは最も忌むべき且つ恐るべき詐欺取財、放火、毆打創傷等の行爲を取行するに至り未成年者の犯罪行爲として殆んど信じ得べからざる所爲に出づるものあり何んとならば詐欺取財の如きは殆んど或物に對する籠絡手段或は瞞着手段なれば未成年者の如何に佞奸邪智に富みたるかを察すべく、放火犯の如きは罪の最重たるにも關らず犯行當時に於て自己は最も沈着の態度を以て所爲の全からんことを觀想する意思を有したるが如きは實に吾人をして筆を下すに當り形容詞に苦しましむる次第なり又毆打創傷の如きは之を犯者に就て當時の情實を審査するに人としての常識を缺き道義を蹂躪したるの甚しき生物界の主宰者たるもの、爲すべからざる行爲をしかも未成年にして尙克く遂行したる豪惡の意氣完全たるを發見せり如上三大行爲者の如きは前

途に於て殆んど底止する處を計り知る能はざる惡行爲に出るや必せり而して未成年者の犯罪原因として如何なる境遇の元に斯る性質を有するに至りたるかを觀察すれば一は家庭の不良と一は先天的感化し能はざる惡習癖を有するにあり依て今家庭の不良の一原因たる保護者の有無關係より之を示せば

兩親アルモノ	窃盜	二七、八
	詐欺窃盜	五、五
	屋外窃盜	一、八
	森林窃盜	一、八
父アルモノ	窃盜	二四、一
	森林放火	一、八
	放火	五、六
	故殺未遂	三、五、一
	詐欺取財	一、八
母アルモノ	窃盜	一四、八
	強盜	一、八
	窃盜	一六、六
其他の保護者	詐欺窃盜	三、六
	詐欺取財	一、八
	毆打創傷	二、四
		九、六
		一、八

保護者ナキモノ(窃盜)

一、八

にして保護者なきもの一、八%保護者を有するもの九八、二%を示す斯の如く未成年者に對し保護監督の任に當るべき者十中の九、八強を示せるに係らず其保護者に於て何故に不良行爲を成すに至りたるかを追究すれば概して保護者に於て其子弟を養成すべき資格を具へざるにあり換言すれば實際保護者自身が不良行爲を以てし自然的の間に其惡習癖を感染せしめたるを以て被保護者の精神は容易に入力を以て動かす可らざる痼疾的の習癖を具備するを以て遂に其惡念層長し無意識の中に軌道を踐み誤り刑法の制裁を受くるの行爲に出るに至りたるものなり而して保護者は其子弟が監禁境遇にあるにも拘らず父兄としての情緒更になく反て厄介拂ひをなしたるかの意思を有するものあり故に表に於て保護者を有せるもの高率を示すと雖も事實に於て未成年者の心的改良を施す有力なる保護者と認むる能はざるなり茲を以て未成年者の出監後に於て再犯を防遏し心的感化を與へ再び不良行爲無からしめんとするには此冷淡なる保護者に委するは無効にして他に感化方法を採らざる可らざる所以なるを信す、

然と雖も家庭は小なる範圍にして一部分に屬すれば直に以て其子弟の犯罪行爲は先天的の習癖たり家庭の不良たるにのみ原因すと論斷するは少しく極端說なるを知る吾人は以上の原因に添ふるに社會の不良風潮乃ち其子弟の生存する郷土の不

良風俗に感染して罪の醜穢分子を作為する一の幫助機關あるを看過することを得ざるものたるを信す依て

犯罪II

- 家庭の不良
- 繼父母の虐待によるもの 四、六%
 - 父の浪費懶惰性に因りしもの 一〇、三%
 - 母の家政放任不取締に因りしもの 二、三%
 - 兄弟性質を異にし友和ならざりしに依るもの 二、三%
 - 恒産ありて奢侈心を固著せしめたるもの 二、三%
 - 愛の眞意を誤解して養育したる結果に因りたるもの 六、九%

- 郷土の不良
- 保護者の職業關係より惡習癖の感染したるもの 六、九%
 - 保護者の交際に人を撰擇するの明なき爲 一、五%
 - 父母の不和合より起りしもの 四、六%
 - 保護者の子弟を養成する資格に缺けたる爲 九、二%
 - 隣佑の不良 二、三%
 - 地勢の不良より起る不快觀念 六、九%
 - 自治制に比較的思念薄き郷土なる爲 二、三%
 - 一種の部落として隣邑の排斥に依る爲 四、六%
 - 地味惡しく産業に乏しき爲 九、二%
 - 平均的浮浪の徒多く惡習の風靡したる爲 四、六%
 - 交通の不便に依り教育の普及せざる爲 九、二%

三九、一

高二	三三	一	二二	一	二二	一	二二	一	六六
高三	一	三三	一	一	一	三三	一	一	四四
高四	一	三三	一	一	一	一	一	一	三三
尋中一	一	一	一	三三	一	一	一	一	三三
計	六六	六六	八八	一七六	三三〇	一六四	三三	四四	八八
									六六
									一〇〇〇

にして飯する所罪なるものを恐れざるの境遇は全く教育程度の低きに由るものたるの現象を顯はすを見るへし。

○囚人行狀視察篇 (承前)

安永三四郎

第三節 各般の機會

第一款 獄則及規律

刑の効果は行刑に在り、行刑の摯實は獄則規律の勵行に待つや、多し。故に囚人の獄則規律を遵守するや、否やを確知するは、治獄上第一の要務たり。之を視察する機會は概ね左の如し

- (一) 坐臥、語黙、動作の狀況
- (二) 訓諭、命令に對する感情

- (三) 處遇に對する感情
- (四) 賞罰に對する感情
- (五) 官吏に對する態度
- (六) 同囚に對する態度
- (七) 出來事に對する感情

感情は苦樂の兩端なり。詳に言へば、喜、怒、哀、樂、愛、惡の情、是や。感情の外に發見するや、顔色を變化し、語調に緩急あり、物に觸るゝも、人に接するも、必ず影響する所あり。均しく是れ涙なり、而かも怒れるあり、喜ぶあり、悲しむあり。均しく是れ笑なり、而かも嘲けるあり、媚びるあり、雷同するあり、眞に嬉ぶあり、憂ふるものも亦擧し、思慮するものも亦擧す。怒て黙するあり、喜んで秘するあり。身體の一動一靜は、總て是れ感情の反射なり、動機の波及せるなり。刺激の結果なり。如何なる時、如何なる處に於て、如何なる事物に就て、如何なる行爲ありしやを、視て、その心裏の如何を推察するを要す。例へば、懲罰を申渡されしとき、笑ふは、輕きに失したるを知るべく。誠諭の後、物品を荒々しく扱ふは、不服を漏すを知るべく。官吏の耳目を偷みて、交談するものは目前に於て謹慎を假裝することを知るへし。故に、前掲の場合に於ける事情の下に在りて、宜しく活眼を張りて、視察すへし。

茲に視察の機會に接着せんか。違令犯行なきや、否やを推究するには、(イ)非違なきは時機なきに由るか、(ロ)真心非違の意思なきか、(ハ)他の誘惑を受くるも之に打勝つの堪忍力あるや、(ニ)善に進むの勇氣あるや、須らく此等問題を解決すへし。官吏に對して從順なるも、賞譽を僥倖するの野心に出ることなきか。苟も前後の事情に照らし、彼我の關係を詳かにするに非ずんば、觀察を過るの虞あり。何を以てか、行刑の榮實を確保するを得ん。慎み且つ努めすして、可ならんや。

第二款 親屬及故舊

刑は刑なきを期す、行刑の目的は再犯を防ぐに在り。彼等の再三犯罪に陥りて、累犯者となるに、初犯に由る刑餘の不信用、蓋し與つて力あるもの多しとす。故に、親屬に對する情緒の絶へざるは、彼等の信用を回復するの動機たるべく。故舊に對する實際の冷へざるは、彼等より同情を寄與せらるゝの因縁たるへし。而して、これを視察するの機會は、概ね左の如し。

(一) 愛慕、追慕の情あるとき

(二) 憎惡、怨恨の情あるとき

(三) 接見のとき

(四) 發信、又は來信のとき

(五) 送金のとき

(六) 差入ありたるとき

父母に孝に、兄弟に友に、夫婦相和し、家庭に於ける團樂の樂は、彼れ累犯者の知らざるもの多くして、偶發犯者の須臾も忘れざる所ならずや。竹馬の友、同窓の友、郷黨たり、同業たり、意氣投合し、第二の我たるもの、相信し相助くるの眞味は、偶發犯者の廉耻心を惹起する潜勢力にして、累犯者の一念亦茲に及べば、歸善の動機たるべし。故に、監獄より社會に交通する光明は、小且つ短なりと雖も、その因人に刺激を與ふるや、大にして而かも長なるや。請ふ試みに之を説かん。會信の往復は、必しも發受の比較を以て、家情友誼の厚薄を卜すべからず。或は刑餘の不信用を憚り、發信せざるもあらん。或は父母の耻辱と成らんことを恐れ發信せざるもあらん。之に反し、家族より受信を忘まるゝも。謝罪せんとして發信するあり、監視の執行を得んとて發信するあり、旅費を哀求するもあり、時衣を強請するもあり。訃音に接するるとき、涙ありや否や。慶報を得るとき、喜色ありや否や。父母の住所を記するや否や。その訣別したる年月日を記するや否や。家計の裕かなるを誇らざるか。近親の賢愚を語らざるか。朋友の窮達を懸念せざるか。是れ書信を通して知り得へき關係にあらずや。

接見時の言語、顔色、涙の有無は、以て道德觀念の活動を見る可し。來意を謝す

るの意思ありや。用事を快諾したるや、將た冷淡に應接したるや。家族の近狀を尋ねざるか。自己出獄後の誘掖を請はざるか。接見人の不幸に同情を表したるか。その幸福を猜忌するの色なかりしか。工場若くは監房に復し、如何なる影響を呈したるか。是れ接見を機會として視察すべき事項にあらずや。

尊屬親を報養するの念ありや否や、果してこれあらはその厚薄如何。卑屬親を給養教育するの念ありや否や、果して之あらは其程度如何。父母兄弟に耻辱を與へ、不孝不弟を悔悟するの念ありや。妻子に困難を與へ、氣の毒に思ふの念ありや。

朋友郷黨に對し、犯罪行爲を面目なく思ふの念ありや、將た彼等の冷淡を怨む念なきや。悪友及び不良の境遇を慕ふ念なきや。教師、雇主、後見人、恩人に對し、愛慕し、救護を乞ふの念ありや。被害者を怨むや、將た氣の毒に思ふや。這般の問題は、送金を爲し、差入を得たる時に於て、視察するを得ん。試みに工錢又は所持金を送るの目的を僂指せん。

(イ) 藥餌料、葬祭料、教育費、吊災料、其他之と目的を同ふするものは、死を悲み、生を愛し、災厄に同情を寄するの證據たり。固より人生必需の費途にして、平素の勤儉は、かゝる不時の用を充すに在ることを教ふるに、餘あり。

(ロ) 家計必迫の補給、租稅滯納の處分を免るゝ爲め其他一家の興廢に關する必要の費途は家庭を重んじ、家名を傷けざることを教ふる所以にして、之を顧

ふの意は、資て以て家情の厚きを卜するに足らん。

(ハ) 被害者に對する賠償、其遺族に對する謝罪又は慰安の爲めにする送金は、罪を悔ひ之を悛むるの切なるを見るべし。

かくの如く、送金の許可は、善交を勧め、感化の導火線たらしむるの旨趣なるが故に、看守たるものは、その目的如何に因て、彼等の親屬故舊の觀念を視察するを要す。

翻て又差入の品目を見よ、無限の眞情自から其中に潜在するを覺へん。先づ書籍に就きて、差入人の意思を推究せよ。手工、農藝の書籍は、生産的の良民たれとの忠告にあらずや。宗教、道徳に關する書籍は、信仰せよ、人道を踐めとの精神的滋養品にあらずや。作文書、算術書、文學科學の書は、智識を磨きて、自活の道を立てよとの誘掖にあらずや。彼等をして、この意思を了解せしめ、感奮興起せしむるは、看守其人の老練と熱誠とに在り。然れども、茲に注意すべきは、惡友の致す交通あることを忘るべからず。這般の差入は許可せられず、縦令許可せらるゝも小包郵便を以て送り來り返戻の道なき場合の如し、看護を許されずとは雖、萬に一失なしと云ふべがらず。直接戒護の任に當るものは、放免囚の惡交際に出でたることを看破するに、最も適當の地位にありて、最も多くその機會に接するが故に、宜しく炯眼を張りて視察すべし。郵便切手の差入人は、書信を

勤むるものにあらずして何ぞ。寫眞は愛慕心の誘因にあらずや。出獄時の旅費、時服は、同情の温かき家庭の、彼を待つにあらずや。之に對する囚人の動靜は、以て家情の厚薄、友誼の冷熱を推定す可し。



寄 書

○寸言錄

岐阜 井上 徽州

●囚人の懲罰少なきを誇り、看守に被懲戒者多きを誇る向ありと聞く、何たる意ぞ、徽州は其那邊に在るやを、太く疑はずんはあらざる也。懲罰の少なきは、犯則者少なきにあらず、檢舉せざるなり、檢舉せしめざる也、若くは檢舉するも、之を罰せざるに由るなり、蓋し犯者の減少を、誇るを聞かされは也。又、家庭を治むる、能方を欠けるの結果、放蕩兒を輩出せしむ、果して主人公の名譽たるべき乎。多大に看守を懲戒して、得々然たる者、星高きの夜、千思萬考を要す。

●行刑は精神的事業なり、故に之か當局者たる者は、勿論精神的人物たらしむべからず、然れども精神的人物や、甚だ尠なし、されは教養して之を獲得するの外あるなし。監獄を紀律の府と謂ふは

甚だ可、然れども紀律を誤解し、附會し、曲解して、濫罰寡賞なるは、徒に上下に懸隔を築き、物質的人物を、輩出せしむるに終らん耳、物質的人物は、資格に於て、行刑官たるの價値なし、蓋し物質的人物は、機械の事業に於て、或は其能力を逞ふし得んも、精神的事業に對しては、活力の能力を缺けはなり。行刑の目的は、精神的人物に賴りて、初めて徹底せらる、行刑の目的徹底せられ、億兆安きを得、吾人の任や實に重矣夫。

●定率の現行工錢給與の制を廢し、必要の見込給與の制を新設すべし。由來工錢給與の積弊的目的は、勞働に對する報酬にはあらで、出監後自活の資たらしめむが爲なるべし、然るに其目的の大部分は、現に全く失敗に歸しつゝあり、蓋し犯者の減少せざるは、之を立證して餘あり。言ふ勿れ突飛一顧の價値なき説なりと、徽州は近頃盛行されつゝある、假出獄の成績に考へ、比較的好成绩の收め得らるべきを信せずんはあらざるなり。假出獄と云ひ、本制度と云ひ、共に監獄本然の事務に屬し、實に興味の津々たるものあり。而して之に

裡を看取し直ちに之を表面に暴露するは非なりと云ふに存するも囚徒を遇するの秘訣は賞罰以外に感化なるもの超然として存在するを如何せん、吾人は懲罰刑主義を固持し感化行刑に冷淡なるものに非ず、寧ろ君の此説は感化行刑論に非ざるを最も遺憾とするものなり。

形而下の意思の發展は寸毫も假借せず、之れに反し形而上の非違非倫は之を姑く等閑に附すへしとは危険も亦極まれりと云はざる可らず、偽善の過誤は過誤として或程度迄感化上利用するの途を講ずべきは余も敢て君と同感なるの辭を拂ふを躊躇せず、然れども偽善行爲を寧ろ勸誘的に賞讃の限りを盡して偶ま一豹變を想像的に期待するに至つては少しく異見を抱持するものなり、理屈を以て理屈を并ぶるときは或は論者の如き論鋒もあらずとせずと雖も、實際家としての論述と云ふに至りては時に敵は本能寺の觀なき能はず、感化とは形而上の意思の發動が人倫の常軌を脱せんとする危険に歷して無形之力(感化力)を以て常軌に復せしめんとする手段にして感化上より之を論ずるの日

は、非違、非倫、が、無形、なると、有形、なるとに、區別、する、を、要、す、故、に、形、而、下、の、違、常、識、を、叱、責、す、る、は、勿、論、形、而、上、の、夫、れ、も、嚴、重、に、戒、飾、を、加、ふ、べ、き、もの、な、り、然、る、に、君、は、最、始、に、於、て、感、化、上、の、遇、囚、を、説、き、漸、を、追、ふ、て、懲、罰、遇、囚、と、混、合、し、て、論、せ、ら、れ、た、る、は、實、に、惜、む、べ、き、な、り、吾、人、が、實、務、上、得、た、る、智、識、も、君、と、大、に、見、を、異、に、す、囚、徒、な、る、一、個、の、もの、が、最、も、感、染、し、易、き、位、地、に、立、ち、て、而、も、彼、が、求、め、つ、あ、る、希、望、は、何、者、な、る、か、又、看、守、な、る、一、個、の、機、關、が、囚、徒、に、密、接、に、位、し、傳、播、し、易、き、場、所、に、在、つ、て、而、も、希、望、を、有、す、る、もの、は、何、者、ぞ、即、ち、兩、者、の、希、望、は、感、化、を、施、す、べ、き、端、緒、な、り、故、に、兩、者、の、希、望、が、相、反、す、る、方、面、に、向、つ、て、進、行、し、つ、あ、る、問、如、何、に、調、和、の、術、妙、を、極、む、と、雖、も、滿、足、を、見、る、能、はず、兩、者、の、希、望、が、或、點、迄、合、致、し、來、り、た、る、と、き、は、理、想、上、自、然、的、調、和、を、以、て、希、望、が、一、途、に、糺、合、し、滿、足、す、る、結、果、に、期、待、す、る、を、得、る、もの、な、り、此、等、理、想、上、の、希、望、の、調、和、語、を、換、ふ、れ、ば、感、化、は、唯、形、と、な、り、た、る、事、實、(過、去)に、對、し、て、の、み、責、任、を、負、は、し、む、る、は、不、可、な、り、未、だ、外、形、上、に、發、揮、せ、ざる、無、形、の、心、と、雖、も、感、化、的、調、和、を、妨、ぐ、る、もの、は、之、を、不、問、に、附、す、可、ら

ず、論者或は未發の心裡を抑制するは事忽忽に陥り感化の本領と超過したる手段なりと此れ恐らくは事理を解せざるの言ならんのみ、余は一層嚴重なる戒飾を必要とするを絶叫せんと欲するものなり。

而して次に起るべき問題は然らば偽善行爲を如何に處遇する乎の一事なり、偽善とは表裏の語にして兩者の希望が極端に背馳する状態に在るものなり、此等の反向姿勢の状態を把執するものは如何なる方法に感化の術を施すべきや換言すれば希望の調和を企圖すべきや余は單明に之を背後するものは正面を遮りて機先を制し以て意嚮を復歸せしむるの策を探り、其復順したるとき正義と希望を以て防止するの感化策に出でざる可らずと解説するものなり、斯く云ふときは關幸太郎君の夫れと差等なく、只語を換へたるの勞を加へたるのみと云はんも、大に異なれり、即ち關君は其偽善し繼續的に偽善と合して遇すと云ふに歸着せり、故に君は豹變なり偶然の現象を僥倖するものなれば君の所論第六段の如き前章と貫通せざる、敗軍の血

路を豫備し全然感化の結果を論結するに至らず、途を遁逸したる見苦しき結尾を見ざる可らず、故に余輩は不正の希望、狡猾の希望、不利の希望を抱く輩か、巧に其非望を掩ふを利用して偽善行爲を假信的に繼續するを難するものなり、即ち此場合には進んで彼等の心裡に立入り、不正の希望に應じて不正の利害を説き、奸邪の術は奸邪の術に據つて利害を説き不利は不利の現在に應じて利害を説き、以て全然良心を通して奸譎の心緒を反覆し斷念心を惹起せしめ理想の人物を養成するの術則ち感化にして其方法も亦此處に出でざる可らず、試みに見よ、流れを防止するに舟筏に乗りて之を堰止するは欲して能はざるなり之れ水の流より先きに流るべき船なく依つて水を制する能はざるに依れり、茲に至らば母を船を捨て、流れより遙か隔て、堰堤を築き以て之を防止するを得べきなり、縱令其築堤にして應に來るべき水を防止する力に乏しとするも築堤にして堅牢なるを得ば或部分の勢力は優に肘制すべきなり然らば機を逸せず再び其行途に於て堅固なる防水堤を築造せば遂に

之を全く防止し得るは期待すべきなり、偽善者處遇も亦然りとす、然らば希望の背馳するものは、兩者の希望上背馳する點を摘發して利害を説破し以て非倫非行其のものを自覺せしめざる可らず、釋言するときは、利害の得失は姑く措き、將來起るべき非違の心裡、過去に於て悔悟の原因を印跡せしめざらんと欲せば、將來起るべき根源を絶對的に悔悟せしめざる可らず、根を掘るの勞を吝みて發芽を論ずるは不可なり、源泉と知らずして支流を解失せんとするは不可能に屬す、葉を枯すは根を絶つに強かず、支流を局限せんとするは水深踏査を忘る可らず、此の順序により遺憾なく人倫生活上の福祉を自覺せしむるは感化の力にして又方法なり而して監獄の趣旨も亦茲に存す、然して之を洞察するも之に干渉せず放任所謂隨從して彼自ら遂に奸惡を自覺する迄不干渉策を探るも歸善の極に到りたるときは同一なり即ち感化の一方策と云ふを得べきも人の自由心は局限なきものなり然るに監獄生活は之れに反し有限的のものなり且人に依り各長短の別あり、之等期間の範圍内に於

て必ず自覺心を惹起すべき動機を固有的に持つるものに非ず、然らば自覺政策效能薄きは論を俟たざるのみならず、感化は自覺心に待つものに非ず、他動的に自覺を補助するもの即ち感化の感化たる所以なりと云はざる可らず。君の如き説を貫徹するときは、感化事業は絶望に終らざる莫きやを疑ふに至る、人は發育の好し、教育智識の程度、風俗慣習固執心等により種々の想像を描きつゝありて、一軌以て克く之を盡す能はざる事情あれば、終始自覺心を惹起せずして人生を終るもの少なしとせず、然らば君の豹變なる時機も薄弱なる理由にして就中上獄遇囚論として君は眼中長期刑囚を論ずるの外短期刑徒を無視したる嫌なきを得ず、而已ならず偽善とは何を以て斷案するか、必竟するに心裏の推斷に外ならざるものなり、心裏を盲過し唯有形なる事實に據つて之を斷すれば凡そ偽善なることを發見するなきなり、誠善と云ふ、偽善と云ふも等しく、心裏即ち心と行爲の合致せざるを意味するものなり、然らば有形行爲を罰するものは或程度迄無形の心を

罰したるものなり、形而上と形而下の別を以て偽善の心的發動の異なる如く、偽善を信すべしとは、思はざるの甚しきものなり、故に余輩は偽善(惡)を知らば同時に偽善の根本的陶冶に勉め、決して此機會を逸す可らざるものと信するものなり开は吾人が常に此機會を以て感化を施さんと平素探究怠らず希望する機會なればなり、然るに之を逸し尙此上に罪惡を想像せしむるは或意味に於て感化の如きも感化に非ずして寧ろ人倫的懲罰とも云ふべきものなり故に君の説は君の創造する所にして今日の理論と相容れざる誤謬の誨たるを斷言して憚らざるものなり轉た小文支離散漫遂に反駁の諛旨を逐逐せざるもの多きは乞ふ幸に恕せよ

○看守點檢の一部改正を望む

高松監獄 香川 幾之進

看守の職務たる内は濃厚なる精神を修め外に嚴正なる容儀を保持すべきは今更ら言を要せず而して其容儀紀律を訓練するは一に元警察監獄學校の教授せられたる操練に據らざるへからず即ち常に之

に依て訓練し速歩行進を一步七十五端知米突とし一分間に百十四歩の割合にて教練を了へ其熟するに當て看守點檢規則に據り點檢法を教授するに本規則には常歩するものありて一步を二尺四寸とし一分間に百五歩を以て常歩とすとあり折角各個教練よりして熟練せしめたる速歩行進は之に至て其用を爲さず更に點檢規則の常歩を熟練せしめざるへからず斯く二様に教授熟練せしめ操練の上にて於ては常歩なる場合あるを認めす右の如く二様に訓練し如何に其益ありやと反問すれば其益あるを答ふる能はず而して巡査點檢規則を見るに其歩巾及び速度共毫も操典の速歩と異ならず之れ大に當路者の得る便利尠なからざるものと察す思ふに看守點檢規則は元警察監獄學校創立日淺きに成り發布せられたるものなれば爾後度々操典の改正に由り自然に生したる結果ならんかと思料す依て此際看守點檢規則の常歩を速歩に改正せられなば多くの看守の便利を得ると同時に余輩今後新に拜命の看守に教授するに便利を得る多大ならんと信す敢て各監獄教官看守長諸士に謀るに共に一面其筋より

一部改正の發布あらん事を望む

○長崎便り

防東山人

金風白露郊外に滿ち千草の花は秋の錦を織り出し申候各位益御清穆可被爲渡奉恭賀候却説其後は絶へて御疎情に打過ぎ禮敬を缺く淺からず恐縮罷在候實は御通報申上候材料なきにあらざるも不文禿筆大方諸彦の思召と如何哉と態と差控へ候次第不惡御諒察祈上候然て今回及御通報候は別段新奇緊要の事項ある義には無之候得共特典出獄者行狀審査簿の整理に關し教を仰ぎ度禿筆を駈り清覽を瀆し候右整理の要項を掲るに

一 特典出獄者行狀審査簿は甲監獄出獄者にして乙監獄所在地に轉居したる場合は乙監獄に於て之を主管すること

二 甲監獄に於て出獄を言渡し直に乙監獄所在地に居住するものは前項同様の取扱をなすこと

三 特典出獄者轉居したる場合轉居後不行狀の者あれば其狀況を原監獄に通報すること右通報を受

けたる原監獄は保護上參考となるべき事項は轉居地監獄へ通報すること(第二項の者に就ては何等之に言ひ及さざるも不行狀の者あるときは本項の手續を爲すは保護上當然の事なるべし)

第一、二の兩護は出獄者の現在地を基礎とし割り出したるものにて監獄者現在地の監獄をして主管せしむるときは監獄附近に在るものに對しては往務の便もあり其他扶翼監督を加ふる上に便宜多く且其所管内に在るものを主管せしむるは條理上當然なりとの主旨より斯く決せられたる義と思考被致候這は山人の私見に候得は果して然るや否やは諸彦の御判斷に一任致候而して第三項は保護上の必要より出てたる者たるは何等疑なき義に存候右第一項轉居(他府縣に轉居することを許さざる假出獄者は彼の引取人他府縣へ住所を轉したるため自然出獄者も住所を失ひ他に頼るべき親屬故舊なき場合其移轉先の警察署に於て監視の執行を受けしむるため假出獄者所在地監獄に於て更に證票下付の手續を爲したるものは格別)第二項直に乙監獄所在地に居住するものを乙監獄をして主管せし

むることは果して其當を得たるものたるや疑なき能はず此點諸彦の御示教を仰ぐ次第に候山人は特典出獄者は假令何れに居住するも原監獄に於て之を主管するを正當なりと信するものに候其出獄後の成績如何は監獄之を調査し常に扶翼監督を加ふべきは原監獄當然の責務と被存候假令遠僻の地に住するものと雖とも居住地監獄に謀り往訪訓誨の途を講し其他保護監督を加ふるの方法は主管を變更すると否らざるとに不拘同一なるのみならず原監獄は多年本人に直接し相互意思の聯絡極めて鞏固にして隨て一片の書信訓誨も他の方面より行ふ往訪訓誨に勝ること數等なるべきを想像するに難からず候成績の良否如何に不拘原監獄は其結果を知るは條理上當然の義にして之を他に委するは恰も自己が多年撫育せし一青年の世に立つの時に至り其前途の如何を知らざると一般なるを相認候第三項に於て行狀不良者は原監獄に通知すべしとあり行狀善良の者に就ては何等の定めなきを以て其要なしと認められたる義と被存候處果して通知を要せずとせば即ち行狀不良の報なきものは原監獄

に於ては行狀善良なりと見做すのみにて其出獄後に於ける生計の程度其他の狀況を知るに由なし之を以て満足するは前に述ぶる青年の前途に不吉の報なきときは祝福を以て充たされつゝあるものと見做すべしと云ふと同一にして寔に物足らぬ心地被致候若し進んで行狀善良なるものも原監獄に通知するものとせば其憾みなきに至るべしと雖ども斯く致し候時は主管を變更候丈一の手數を増すに過ぎず事務の簡捷を貴び候今日甚だ好ましからぬ義と存候如上の事由に依り山人は主管變更は事の宜しきを得ざる哉の疑團を有するものに候少しく長文に涉り候得共尚ほ附加して申上度は第一項轉居の文字に候特赦の如きは轉居の自由を有し候得共假出獄に至ては他府縣に轉居するとは刑法附則の許さざる所に付最初第一項の通牒を一覽し該通常は轉居の事由を有する特赦と彼の更に證票下付の手續を爲したる假出獄者を意味(此種のものとは純然たる轉居とは云ひがたかるべし)するものと解釋せり然るに甲監獄に於て出獄を言渡し直に乙監獄所在地に居住するものも該通牒の趣旨に據る

べきものとし當時或監獄より身分帳の送致を受けたること有之果して該通牒は其趣旨に出でたるものなる哉右等當初より乙監獄所在地に居住するものは轉居とは認めがたく相惑ひ居候處尋で甲府監獄の間合事項尙は第二項に掲ぐる主意の通牒到着せしを以て其趣旨の在る所は了解致候得共第一項の轉居とは如何なる意味なるや不才山人には今尙は領得致兼候斯る通牒は何人が見るも一見判然たるこそ望ましく候乍序伺上候而して右行狀報告は審査簿を謄寫し報告を要する趣に候處多數の出獄者に對し一年二回の調査書寫を作製候事は随分手数を要し殊に次年よりは倍數となし漸次増加候に付繁雜不尠と存候右は罪名別位に製表すること、せば其成蹟の如何は判明するに付個人別に調査書を作製するの要有之間敷思考致候假令個人別に調査報告するも一般に付其結果を見るには之を統計するより外手段無之義と存候左すれば尙ほ以て右報告も統計的のものにて差支へなかるべく相認候繁文省略事務の簡捷を圖ることに就ては典獄會議の初大臣より親しく御訓示相成たる次第も有之可

相成餘計の手續を爲さざることを希望に堪へず候規定の取扱手續に對し彼是論議するものには無之只疑を有し候點御高見伺上度如斯に御座候敬具

○小河氏の初信を讀みて

冷骨

來る雁の初たまつさにきこゆなり
君が旅地のふでのおとづれ

統計

○統計上より觀たる犯罪軍の近況

進 藤 正 直

同人諸君、平和問題も最早過去に歸し十萬の俘虜今將に還送せられんとせる此際社會の常敵たる犯罪軍の近況如何即ち一年有半の大戦役に由りて平時吾人の最も恐る可き強敵犯罪軍が果して如何なる影響を蒙り又如何なる變化を生じたるが請ふ少しく之を観察を試み可申候、但た犯罪軍は其特性として其陣地常に恒に散兵兵にして而かも出没自在を極め吾人は到底其本營の所在を知り又之に近接するの機會を得ること至難に候、隨て寫眞的に敵狀を報告すること亦至難なるが故に恰も彼の畫家が月を描寫するに限取の方法を須うると一般吾人は今敵軍の戦敗者投降者負傷者等即ち現に吾人の手中に俘虜として收容しつゝある所謂在監人に就きて其狀況を調査し由りて以て遙に敵軍の情態を察知し且つ其動靜を監視し得るに不適當、而かも余は今之を綜合的に觀察す可く比較的便利の地位に在るが故に此に其概況を報告するを以て寧ろ余の義務と信するものに候

(1) 俘虜の總數

●最近の調査に依れば吾が收容所に於ける犯罪軍の俘虜は總數五萬二千四百人即ち一寸戰時の二箇師團位のものに候、所謂豫定

の退却に妙を得運轉運致を以て名ある露軍とは事違ひ彼等は實に永久戦に妙を得たる精銳無比の強敵に候
●隨て其俘虜の如きも露軍の其れに比し漸く中敵内外に過ぎすと雖も同胞五千萬に比例せんか千人に付約一人の割合に當り亦甚た少數たりとも申され間敷候
●若し夫れ其給養費に至ては一人一日貳拾錢と假算するも尙日々壹萬圓餘の大金を要する勘定なり、即ち月に參拾壹萬圓餘年に參百七十萬圓餘の巨額は實に數人を養ふ可く吾人が貧しき財布を痛めつゝある分量に候也
●然れとも之を戰爭前に比せんか實に一萬千二百人を減せり即ち當時の六萬三千六百人に比し一朝七分減に當り候、而して此減少原因は固より一ならずと雖も大戦戰爭に因る自然のものも人為のものとの二種に區別され可く候
●前者に就ては今爰に申述候必要なしと雖も試に後者の著明なる者を擧ぐれば
(一) 宣督放逐者即ち假假出獄の劇増
(二) 解放者即ち別房の減少
(三) 特典釋放者即ち微罪寛假の厲行
(四) 檢問放逐即ち刑の執行猶豫
等々細御承知の通りに候

(2) 俘虜の種類

●犯罪軍の俘虜も亦戦闘員及非戦闘員の二種あり戦闘員は固八即ち是れにして被告、懲治、別房及乳兒の四者は即ち非戦闘員に候

●非戦闘員は合計三千七百人有之俘虜總數百中七人の割合に候而して非戦闘員全體に於ては六割を減せるが内、別房は八割一分なる未嘗有の大減少を示し現在僅に五十三人、又乳兒は五割五分減四十二人にして最少に候、別房及乳兒は非戦闘員中の衛生部員とも申可格のものに付未解放者、此の如く減少せるは蓋し當然に候

●次に敵兵の嫌疑者たる被告亦六割四分を減し八千五百餘より遙然三千餘々に下りたるが、開謀の懲罰獨り三割八分を増加し五百を超ゆる十三人に達せり是れ吾人の最も注目し値する點と存候

●俘虜中の俘虜たる戦闘員は四萬八千七百人の多數を算し依然として俘虜總數の九分以上を占む然れども亦大數に漏れず一割を減じ候

(3) 俘虜の部隊

●所謂非戦闘員は姑く措き戦闘員の所屬部隊は又様々なり竊盜部隊、詐欺部隊、強盜部隊等其重なるものにして大小總て數十を算し候

●更に之を軍團に依り大別せんか第一靜謐軍、第二信用軍、第三風俗軍、第四身體軍及第五財産軍の都合五箇軍團は蓋し其大なるものに候

●然らば其内容孰れの軍團が最も優勢なるか問ふまでもなく之は財産軍の據にする處にして無慮三萬五千人即ち全體の七分過り以上の多數は實に該軍團の所屬に候

●而して賭博部隊は減中の最大減なり其人員二千三百人、之に次くを詐欺部隊の千二百人及竊盜部隊の六百人とし此以外は悉く二百人以下の減少に候

●然れとも諸君、此二百人組の中には中々以て侮り難きものあり即ち附加刑部隊の如きは僅々百六十七人の減少に不過候へ共元來が小部隊の事に付割合上は其に第一等七割五分減に當り候次きなる遺失物及家屋部隊の七割減亦實に同組なり而して實數上の最大減賭博部隊は却て六割四分減に不過候

●それは兎もあれ以上四箇部隊の示したる大減少が所謂微罪假の結果たること申迄も無之當局者は蓋し其好成績に満足せられ居るならんと存候、墮胎及官吏部隊の三割減、露證及証告部隊の三割減、機物及詐欺部隊の二割減等孰れも平均以上にして私印部隊は、と平均に等しく候

●平均以下の減少中最も割合の低きは放火部隊の一分減なり即ち同部隊は貨幣及官印部隊に次ぐの増加を示したるものと可申候

●蓋し減少の割合平均以下に在るものは蓋て割合上多少の増加を意味し而して其割合の低下するだけそれだけ實數上の増加點に近接するものなること勿論に候、何は兎もあれ放火部隊の繁昌とは近頃以て物懸千萬に候

●放火部隊を外にしては竊盜部隊の二分減最低なり強盜及毆打部隊の四分減に次ぎ謀殺及放殺部隊の七分減は平均以下中の最低に候

●既に實數上の増貨幣部隊は三割強官印部隊は二割強に當り候、俘虜全體が一割強の減少を見たるにも拘らず兩部隊に限り此の

●留餘の軍團は到底同軍の比に非すと雖も中に就き身體軍の五千五百人を最多とし、信用軍の四千人、風俗軍の千三百人等之に次ぎ靜謐軍の二百人を以て最少と致候

●尤も此外に違罪罪獨立大隊九百餘人及名もなき雜兵共凡千五百有之候へ共是れ等は寧ろ算外に措くを便利と存候、然るに本項は犯罪軍の勢力を知る上に於て最も必要と思料するが故に以下其内容に就きて少しく詳細に可申述候

●各部隊中最も強勢なはる例に依り財産軍の竊盜部隊なり其人員二萬、千百人即ち戦闘員全體の總て半數に當り候向と傳きものならずや、但し此部隊には拘換中隊、田野中隊、屋外中隊等の小分りもあれとも此には皆概括して可申候

●さて第二位は竊盜の兄弟強盜部隊にて四千百人に候、第三位も矢張其兄弟の詐欺部隊三千九百人、第四位は少々節減の放火部隊二千四百人、第五位は喧嘩屋の毆打部隊千八百人にして第六位は毆打の親分謀殺部隊千七百人に候

●第七位は全然方角違の官印部隊千六百人、第八位は謀殺の義弟放殺部隊千五百人、第九位は官印の兄弟分私印部隊千五百人、第十位は俘虜中の俠客肌を以て名ある賭博部隊千三百人、第十一位はロハ主義の貨幣部隊九百人、第十二位は竊盜の親類無賊物部隊六百人にして以下強盜、官吏、家屋、附加刑、原告、墮胎、露證、遺失物部隊等の順次に候

●現況未だ實に此の如し然らば則ち増減如何は最も大切な處に候、先づ實數上の増減如何を見んに以上二十箇部隊中増は唯官印及貨幣部隊の二あるのみにして殘る十八は皆減に候

●如く劇増したるは最も注意す可き現象と存候

●但し宣誓放逐者即ち特赦假出獄劇増の結果強盜、放火、官印、竊盜、毆打、私印、謀殺、放殺及貨幣の九箇部隊は出の數に於て著しく増加したるにも拘らず尙且つ其現員の増加此の如きものあるは畢竟收容人員の劇増を證するものにして若し該放逐者、以前の如き少數ならんには貨幣官印の兩部隊は勿論放火以下の各部隊亦遙に高度の割合を示したるや疑なき處、是れ蓋し今次の戰爭に因る變化の大なるものに候

(4) 俘虜の等級

●犯罪軍の俘虜にも亦將校あり士官あり而して將校には有罪無罪の二級及流刑なる相當官、又士官には重懲懲罰の二級及禁錮なる相當官有之候此合計一萬三千人と計し候、即ち俘虜全體の約三割に當り一見其た多過き候様にて犯罪軍の將校士官が如何にも賄甲斐なきに被考候へ共露軍の其れはいざ知らず彼等には必ず當然の理由なる可からず候

●蓋し吾が社會正義軍の爲めに捕獲せられ又捕獲せらる可き敵兵は實際無量に候、然るに其收容人員が毎も五萬や六萬の幅數に過ぎざるは抑も不審に似たりと雖も特典釋放即ち所謂微罪假の履行等に依り今日大抵の雜兵共は皆釋放せらるゝの實況なれば俘虜全體が其未だ非常の多數に達せざるのみ漸次減少の傾向あるも亦道理なり、斯くして下士以下が比較向非常に少數なるの結果は即ち一面に於て士官以上が其れと反對の割合を見たる所以に候、兵卒共の萬歳に引替へ將校等の不平聲を憫察す可

きものなしとせず候
 ◎特典釋放に就きて序ながら申渡度は他に非ず、近來其履行が大
 流行の結果果いつしか極端に走り今や其弊に苦しみつゝある地方
 も亦往々にして有之由開及ひ候、賭博賭隊等の再意欲ふ可しと
 雖も土地に依りては聊か不安の念に驅られつゝありと云ふ其民
 共こそ何と災難に候はずや、吾が軍司令官たるもの今に於て大
 に警戒する處なくんば將來或は容易ならざる事態を生じ候やも
 計り難く存候

◎下士重禁錮三年以上は總て一萬三百人内五年未滿の短期下士
 は七千三百人又五年以上の長期下士は三千人に候、兵卒(同三
 年未滿)は上等兵及一二等卒と合計二萬四千三百人、外に志願
 兵とも可申輕禁錮は四百人、軍夫も同然の拘留は九百人及罷役
 軍人格の舊刑七人有之候

◎さて其増減は又頗る妙なり即ち官等を高き方が概して殖へ低き
 方がより多く減り候、先づ士官以上に在りては將校が四分強増
 加したるに拘らず士官は三分強減少致候

◎次に下士以下如何と見るに矢張り下士は五分を増加したるも兵卒
 は二割強の減少を示せり、志願兵亦同斷にして内一年未滿の新
 兵が約八割なる最大減少を見たるも一年以上の古參者は一割を
 増加するに至り爲めに待遇等の上に影響せる處も亦尠からず候

◎其他軍夫は一割二分減、罷役軍夫は六割減に當り差引全體の上
 に於て一割減少したる次第に候、檢問放置即ち所謂刑の執行猶
 豫に依り捕獲を免るゝもの近來著しく増加したるは又た此に
 下懸者大減少の一因と存候

(5) 俘虜の度數
 ◎俘虜中には再度以上の收容者が却て澤山あり且つ段々其割合の
 殖へ候傾向あるは今更申渡候までも無之候へ共現在ば百中六十
 六即ち三分の二の大多數を占め居候、或るものは十數度又甚し
 きは數十度ものすら鮮らず要するに二三度位が寧ろ通例に有
 之候

◎去る國には宣警に反き再び叛亂に參加せる不逞者も實際に珍し
 からざる由はわかれて噂に承り及び候、吾が收容所に於ける宣割
 放逐者中にも亦近來同様の不信深漸く増加せり、是れ畢竟該放
 逐者割増の結果勢不得止ものあるにも由る可しと雖も其割合が
 百中の三より六に上騰せるは吾人の如何にも遺憾に堪へざる處
 に有之、殊に竊盜賭隊は實に一割三分の合に當り第一等の不成
 績たり候乃ち該賭隊の如きは宜しく件の愚與無用に致候方變方
 の爲めに寧ろ安全と存候也

◎尙少しく内容を吟味せんに現在四萬九千人中初度の收容者は一
 萬六千七百人にして二割一分を減せり、然るに再度以上の者は
 三萬二千人即ち初度の約三倍の多數を占め而して割合上は僅々
 三分減に不過候間結局再度以上の者が餘程の増加を見たる譯な
 り豈に夫れ寒心至極の事ならずや

此外記述致度事項尠らず候へ共以上(一)乃至(五)の觀察に由り諸
 君は現在に於ける犯罪率の一斑を窺知し得たる可しと信じ候、若
 し夫れ愈々平和恢復の今日以後其果して如何なる情勢を呈するに
 至るやば益し更に別個の觀察に待たざる可からず候へ共早や既に

冗長に失し候處も有之候に付今便は是れにて筆を擱き他日補を改
 めて『戦後の犯罪率』を記述するの綱あらんことを祈り候草々
 (附記) 俘虜收容所即ち所謂監獄は現在其總數實に百四十八箇

所之候内本監は五十六、分監は五十九、出所所は三十三に
 候即ち一府縣に付平均三箇所の割合に當り而して又一箇所の
 定員は平均四百二十人に候以上

○明治三十八年九月末日現在全國在監人員監獄別表

監獄名	人	懲治人	刑事被告人	別房留置人	乳	兒	合計
小	1,089						1,089
東	555						555
市	1,055						1,055
京	1,970						1,970
谷	1,810						1,810
鴨	1,110						1,110
濱	1,110						1,110
和	1,110						1,110
橋	1,110						1,110
浦	1,110						1,110
横	1,110						1,110
水	1,110						1,110
千	1,110						1,110
宇	1,110						1,110
長	1,110						1,110
甲	1,110						1,110
安	1,110						1,110
名	1,110						1,110
静	1,110						1,110
藤	1,110						1,110
岐	1,110						1,110
金	1,110						1,110
富	1,110						1,110
新	1,110						1,110
山	1,110						1,110
澤	1,110						1,110
井	1,110						1,110
所	1,110						1,110
同	1,110						1,110
屋	1,110						1,110
古	1,110						1,110
渡	1,110						1,110
計	19,010	9,300	15,000	1,000	1,000	1,000	37,310

海外通信

○西航雜記 (第三信)

拜啓益々御清適奉恭賀候陳者爾來小生義不相變頑健匈牙利に於ける萬國會議の用務も萬々好都合に完了致し引續同地に於ける萬國禁酒會議に列席是れ亦た各國より知名の學者、宗教家等數百名來會致し斯道有益の材料を得申候、匈牙利には會議の用務終了後尙二週間程滯在致し監獄は勿論、諸般關係事業殊に濟貧、幼者保護等の設備視察仕候同國は御承知の通り常に政治上の紛亂不絶、黨弊の盛んなること殆んど世界無比と稱すべく從て内閣交迭の頻繁なること猫眼も不啻、殊に小生同地滯留の當時は一面には解散後の議會召集の機に會し他面には現内閣は既に總辭職を奏請して僅かに一時的假内閣の名の下に命脈を繋ぎつゝあるの始末にて人民は租税を拂はず官吏は服務規律を遵奉するを肯んせず、社會黨は到る所に同盟罷工其他種

々の示威運動を試み喧々囂々庶民其堵に安んせざるも警察は之れに對して全く無能力なるもの、如く全國を擧げて殆んど無政府同様の有様に有之此分にては監獄其他の社會事業亦とも改良進歩覺東かなかるべしと思ひの外、救貧事業、殊に幼者保護事業等の完備せるには一驚を喫し申候監獄、感化院の如き少くも其外形的設備の上に就ては遺憾なく理想の要求を充たし居候様見受け申候要するに匈牙利の國風は大に我が東洋殊に日本帝國に酷似したる所有之、善く申せば負け嫌ひ、悪く言へば瘦せ我慢、國情國力も顧みずして一躍、歐洲列強國の向ふを張つて一步も引けを取らぬと云ふ俠風に富み各國の長所は一日も早く之を摸倣實行するのみでは氣が濟まず各國の理想として未だ實行し能はざる點にまで進んで無理押しにも之れが實行を試みて各國の先を越さんとするの向上主義に支配せらるゝもの、如し、されば此一小王國の首都ブタペストに於ては交通機關なり其他の文物制度に於て未だ他の列國に見る能はざるものを既に實行致し居候もの不少、刑事制度の如きも亦た其

の一に屬し苟くも理論として學者の理想郷に現出し幾分にては世論の歡迎を受けたる所のものは悉く之れが實行を試みつゝあるの實況に有之、ロンブロー主義もあればエルマイラシステームもあり、階級制度もあれば分房主義もあり、軍隊主義の傍らには家族主義もあり、教育主義が行はれて居るかと思へば極端の畏嚇主義も亦た随分勢力を逞ふするもの、如く實質に於ては甚だ混沌を極め居り候様見受け申候精神病的犯罪者又は犯罪的精神病者に對する刑事制度は最も完全に發達致し居るもの、如く此點に就ては恐らく白耳義をも凌駕致し居り可申と存候但し斯くの如く邁往新進の氣象に富み改良の爲めには巨額の費用を投すること吝まざるの美風あるに拘はらず、外の事はイザ知らず、少くも刑事制度の範圍殊に監獄行刑の部内に於ては當局の人物に其器を得ず下級一般の吏員は申すに及ばず監獄に長たる人物の内にもこれ能く文明的行刑の任務が全ふせらるゝことと思ふ怪しの族も不少候様見受け申候人物拂底の事は敢て匈牙利に限るに非ず、伊國然り埃國然り獨乙

亦た然らずと云ふを得ず、恐らくは各國皆な然らざるはなしと斷言するを得べく果して這般の會議に於て獨乙委員なる聯邦監獄協會の主幹として御承知のエンゲルベルグ氏「バーデン」マンハイムの典獄に依り監獄改良の急務は官吏の養成にありとの痛論を提議せらるゝありて滿室列席委員の耳目を聳動致し申候右官吏養成論の根據として我が日本帝國に於ける監獄官練習所及び警察監獄學校の組織成績等を引證し此施設は列國唯一の模範として宜しく速かに各國の則らざるべからざる所なりと口を極めて激賞致し候折にはさらぬだに我が帝國委員たる小生に對する同情の熾んなる萬國會議は滿堂、百雷の一時に墜つるが如き拍手を以て之を迎へエンゲルベルグ氏の提議を是認すると同時に爾來小生に對して尙ほ詳細に監獄學校の組織成績等を知らんことを要求するもの非常に多く斯る行き懸り上、正可に既に閉校したりとも申し難く幸に其筋にては再興の内議あるやにも薄々漏聞致し居候義も有之候に付閉校の事は告白せず依然、繼續して好績を收めつゝある體に繕ひ口頭を以て其實

況を説明したるの外、尙ほ同地發刊の新聞紙をして學校の組織、成績及び本年五月典獄召集の際法相閣下より訓示の官吏養成に關する要領を譯述記載せしめ申候學校再興の事は内議の如く一日も早く其實行を見るに至らしめ度きものと切望仕候。匈牙利引拂以後再び奥國維納に滞在、各地方の監獄及關係事業調査致し申候同國に於ける監獄制度は制度としては當だに統一を缺くのみならず甚だ改良進取の活氣に乏しく一二知名の人物を除くの外は當局殊に中央樞要の部に其人に乏しく殆んど全く睡眠状態にありと云ふも可なり、唯だ幸にして現法相クライン氏は學識に富み殊に刑事制度の改良に銳意熱心なるの有力家なるを以て同氏着任以來率先、幼者保護、別して犯罪又は不良少年の感化に關する近世の刑事問題を實際に解決せんとすることに着手し頻りに官民の此事業に傾注且つ聯結を圓治ならしめんことを努むるあり、既に近く數年以前より發達進歩せる各般の社會的慈善事業と相俟つて着々成功の緒に就きつゝあるものゝ如くクライン法相をして長く其椅子に止まるを

得せしめば少くも犯罪豫防事業に於て著るしき好結果を見るに至り可申と想像仕候尙ほ同國に於ては從來司法部内に裁判の遲滯、滯獄日數の遷延、未決拘留の濫用等に對する非難の聲、盛んなりしがクライン法相着任以來、努めて此弊を矯正し大に好成績を見るに至りたりと申すことに候同國に於ても未決拘留者にして無罪の宣告を受け又は誤判に依り刑の執行を受けたる者に對し賠償をなすの法律案をば不日議會に提出する由に有之右法案は既に出來上がり居り申候無罪賠償法は既に匈牙利及び獨乙には實行相成り居り申候獨乙に於ては本法實施以來著るしく未決拘留者の數を減じたる由にて例へばケルンに於ける未決監獄の如きは從來常に百五十名以上の未決囚を拘禁致し居候處本法實施以後の今日に於ては平均四五十名内外に降下したりとは兩三日前クライン翁より承りたる所に御座候賠償法案の利害は姑く擱き若し今日に於て大に未決、拘留の濫用を矯正する所あらば自然に法案成立の必要も消滅致し可申可相成は賠償法案などを提出するの必要を見るに至らしめたくな

きものに御座候

伯林には餘り長く滞在せず直ちに歸途に就き可申豫定の處圖らず最近の便船は悉く満員の由にて公使館を煩はし再三照會の末漸く十二月初旬伊國ゲヌア發の獨乙郵船に一室を求むることを得申候右郵船は一月中旬横濱着の筈に御座候

伯林にては五年前會遊の際種々懇情を蒙りたる司法省監獄局長ウエルネル氏を失ひ尙ほ又十年以來の師友として敬慕せるモアビート摸範監獄の典獄チリグースの訃音に接し限りなく失望致候同氏は至つて我國に對する同情の厚き人にて同監獄參觀の我が留學生其他の視察者に對して懇篤に諸般の便宜を與へ呉れ候廉に依り先年我が政府より勳章を贈與相成り爾來小生とは常に交通を絶たず罷在候處當地に參り始めて本年の初夏急病（食物の中毒の由）にて逝去の事承り驚愕仕候同氏はクロ

悼の至りに不堪候同氏の後繼者ばドクトル、フインケルンブルグと申し此人は十年前巴黎の萬國會議にて知己と相成り其後同氏がモアビート監獄に試補として勤務の際再び小生と卓を駢べて同勤致し爾來書記、理事、典獄として各監獄に轉勤、クライン翁の信任を得ること厚く終に拔擢せられて今回の榮轉を見るに至りたるものなり年齒四十四五、大學卒業以來既に十七年餘、短かすと云ふべからざるも獨乙に於ては今日に至り此位地を得たること寧ろ異數に屬す、當地滞在中は追々頻繁に往復致し可申上存候敬具

十月十一日

眞木老兄侍史

伯林にて

小河生

一ネ翁の後繼者にてモアビートに典獄たること十三年餘、斯界のライソリチーとして貢獻すること極めて多し今や幽明、遠く相隔たり空しく其會て余を歡待せられざる典獄室に不朽の英魂を吊ぶ痛

○早崎典獄宛の書柬

御惠書拜讀益御清康奉賀上候小生事着後至極頑健御安意被下度匈牙利に於ける會議の用務も上々の首尾にて終了致し候兩三日前當ウインナ着専ら兒童保護其他慈善に關する貧民事業調査いたし居候

兒童保護の範圍は研究するに從て益其奥深きを感じ申候當地の調査終了候は、伯林に參り獨逸地方に一ヶ月許り滞在可仕、歸朝は多分十二月下旬又は一月初旬に相成可申歟と存候何も拜眉に譲り萬々可申述候 敬具

維納にて

九月二十二日

小河生

早崎老兄侍史

出獄人保護及育兒事業

○石川縣小野慈善院

石川縣金澤市小野慈善院の紀念改善事業に關する經過に就き同縣知事より其筋へ報告したる要領左の如し

本事業は素と小野太三郎一個人の經營に係り四十年間一日の如く一意専心繼續盡瘁し今日に至るまで收容したる人員約二萬人に達せりと雖も其院舎の構造施設不備なること到底今日の制度に適合すべからざるを以て夙に之れが改築の必要を感せしに幸に日露戰役は皇軍の連戰連捷と

なり縣民舉て祝捷の意を表するに汲々たるの時に乘し其好機を活用して慈善院を改築せしめ一は以て戰勝の好紀念とし一は感化救貧制度の進歩を圖り世道人心に補益するの最も時宜に適すべきを信じ本年一月教育所取締規則を發布し一面金澤市長同市會議長等に談示し市民の協力を以て此際之れが改築を爲さんことを勧めたるに大に市民の同情を得直ちに改築の工事に着手し六月三十日其工を竣へ七月九日移轉の式を擧ぐるに至れり尙今後之れを財團法人となし維持方法監督管理及訓練上一層の改善を加ふる見込なり

敷地總坪數 三千五十二坪五合

位地 市の東北に當り淺野川上流卯辰山の麓に

築き風光に富めり

建物建坪 二百一十一坪五合

寄附金 二千八百五十二圓十七錢 人員 八百

四十七人

尙本移轉に充つる見込を以て慈善演藝會を催したるに其收入金約五百圓ありたり

工費 三千九十三圓三十七錢

而して役員には院長一人監事一人評議員二十人顧問醫一人事業員二人を置き經費は有志者の臨時寄附金品贊助員の定期寄附金基金より生ずる收入等を以て之れを支辨し本年度豫算額六千三百圓なり

現在收容人員は百六十八人にして其内譯如左

金澤市在籍	百十人	男五十九人	女五十一人
縣下郡部在籍	二十四人	男十二人	女十二人
富山縣在籍	二十五人	男十三人	女十二人
福井縣在籍	四人	男三人	女一人
埼玉縣在籍	一人	女一人	
大阪府在籍	一人	女一人	
東京府在籍	一人	男一人	
長野縣在籍	一人	男一人	
岐阜縣在籍	一人	男一人	
計	百六十八人	男九十八人	女七十八人

收容者には被服諸器具を貸與又は給與し又其體

金は毎月之れを集計し約四分の一を院の收入とし其他は各自の郵便貯金として蓄積せしむ目下就業せる職業の種類人員等左の如し

紙製石盤職工見習	七人
大工職	三人
塗師職	二人
竹細工職	二人
殘飯取扱人夫	十二人
院内雜人夫	十人
師團掃除夫	五人
兩別院掃除夫	五人
小使	四人
收容者取締人	二人
計	四十八人

又收容者中學齡に相當する者には尋常小學校の程度に據り毎日午前午後二回に分ち讀書習子及禮儀の教授を施せり目下之れに相當せる男女合せて三十二人なり

○甲府の出獄人保護事業

佐藤典獄の主唱に依り出獄人保護事業の創設せらるべきことは前々號に報せしが起因は去六月二十

腎	肝	脊	肋	肺	兩肋	前表の續き	鹽	蛋白質	纖維	膠	鹽	酸	磷酸灰	水	脂肪
ニ	オ	ア	レ	ノ	ノ	ノ	分	質	等	質	分	素			
臟	臟	肉	肉	臟	肉	肉									
(八)	(七)	(六)	(五)	(四)	(三)	(二)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)
二六三三	三〇一五	三〇六〇	三二八〇	三三三三	三三三三	〇、九五五	四、七二七	八、二一九	七、五二八	一、二二五	六、三、一三三	六、六、〇〇〇	〇、三七〇	五、一五〇	一、二二三
二、六二二	三、一〇五	三、〇六〇	三、一八〇	三、三三三	三、三三三	〇、九八五	一〇、一〇〇	八、二一九	七、五二八	一、二二五	六、三、一三三	六、六、〇〇〇	〇、三七〇	五、一五〇	一、二二三
二、六二二	三、一〇五	三、〇六〇	三、一八〇	三、三三三	三、三三三	〇、九八五	一〇、一〇〇	八、二一九	七、五二八	一、二二五	六、三、一三三	六、六、〇〇〇	〇、三七〇	五、一五〇	一、二二三
二、六二二	三、一〇五	三、〇六〇	三、一八〇	三、三三三	三、三三三	〇、九八五	一〇、一〇〇	八、二一九	七、五二八	一、二二五	六、三、一三三	六、六、〇〇〇	〇、三七〇	五、一五〇	一、二二三

骨	前表の續	蛋白質	神經、筋絡、纖維	膠	蛋白質	鹽	酸	磷酸灰	水	脂肪
ニ	ニ	ニ	ニ	ニ	ニ	ニ	ニ	ニ	ニ	ニ
髓	續	質	等	質	質	分	素			
(二)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)
〇、〇五五	五、一〇八	三、一六七	六、四二五	二、六八〇	〇、〇三三	六、三、一三三	六、八、二二八	七、〇、二五〇	九、一、五二六	二、六八〇
〇、〇五五	五、一〇八	三、一六七	六、四二五	二、六八〇	〇、〇三三	六、三、一三三	六、八、二二八	七、〇、二五〇	九、一、五二六	二、六八〇

年報七
 二等監獄の分科日程
 此表は千八百七十年四月一日施行特別規定により編製したる第一第二表の一部なり

月	日	起床	朝食及酒	就役	一番	二番	三番	四番	五番	就役再始	午餐配付	火曜日午後
自一月一日	至一月十五日	七時	七時十五分	八時	八時	九時	十時	十一時	十二時	十二時	十二時	談話室にて
自二月十六日	至三月一日	六時	六時三十分	七時	全	全	全	全	全	十二時	十二時	面會を許し
自三月二日	至三月十六日	六時	六時三十分	七時	全	全	全	全	全	十二時	十二時	土曜日午後
自三月十七日	至三月三十一日	五時	五時三十分	六時	全	全	全	全	全	十二時	十二時	獄舎を掃除
自四月一日	至八月卅一日	六時	六時三十分	七時	全	全	全	全	全	十二時	十二時	せしめ肌衣
自九月一日	至十月卅一日	六時	六時三十分	七時	全	全	全	全	全	十二時	十二時	しむ

○長岡分監の現況

新潟監獄長岡分監を未丁年囚收容場に指定せられたることは前號に報道せしか九月十五日より其週四方法を實施せり開始後日尙淺きを以て諸般の事務未完整せず漸次改善を謀らんことを期しつゝあり左に同監獄より報道せられたる現況を掲げて參考に供す

一 收容人員

本分監に於ける殘刑期二月以上のもの及出獄後の住居が長月分監を便とするもの四十三名を收容し既に一名の赦免者あるを以て現在四十二名なり

一 監房配置

犯數罪質に依り十九房に分類拘禁す

一 工場配置

工場に區劃を設け初犯者、再犯者に區分す

一 作業

現今作業は耕耘夫六、炊夫三、燐寸工九、麥挽二、藁工二、經木真田一九にして耕耘夫の工場に於て就役する場合は官司業の藁工を賦課し耕

しむる爲め適當の教科を以て地理歴史理科を轉據教授せり孰れも熱心に傾聴勉勵す

一體操

未丁年囚は近き將來に於て孰れも兵役に服する義務を有するものなるを以て専ら本科に重きを置き體操教師を囑托せり運動場は構内百八十七坪の場所を指定し雨後の豫備に川砂を撒布し之に充てたるも稍狹隘なるを以て更に百四坪取擴け二百八十四坪と爲すの計劃なり而して體操に便する爲め冠物履物も専ら廢物を利用し之を製作せり現に冠物は必ず被告人遊治人等の被服か鼠喰其他に依り使用すへからざるものを利用し履物は南京米の空袋を續直し底は作業素品たる木材の切れ端にて使用すへからざるものを選び之に充たり體操教授の方針は未丁年囚をして規律及秩序を維持せしむるを期する爲め或る特殊の事情あるものを除くの外總て歩兵操典の示す處の要領に依り現に各個教練 執銃教練を除く及ひ小隊教練及び雨天の際は教場に於て徒手體操（陸軍省所定のものをして普通の徒手體操に

耘上必要な物品を製作せしむ而して經木真田工機寸工は總てテール腰掛にて就役せしむ是れ未丁年囚の如き身體發育期盛なる時期に於て座業せしむるは發育上出痘室を來すを慮りしに依る而して座業に比し製作高稍多きを認む

一 習學

習學は（左記時間表に依る）體操農業の二科を除くの外教誨師をして之を教授せしむ而して教授の方法は單級式にして初犯と再犯以上若くは善良囚と不良囚を隔離する爲め組を甲乙に區分し教場は同一なるも時間前後に依り各別に教授す且つ學力の差異に依り適切なる教授を施さんか爲め兩組各三部に區分し讀、修の二課は同時同業法に依り其他は異科給合法に依る教授の力を要する學科は重に生徒の自修に屬するもの、傍らに之を課し沈思默考を要する學科は發音演説を要するものとの之を避くる爲め本法を應用せり修身は最も緊要の學科なるを以て廣く他の諸科に關係せしめ躬行の思念を鼓吹するに堪む上部中部の生徒に對しては廣く萬般の智識を收得せ

あらす）を嚴格に教授せしめたるに開後後教授時間僅少なると姿勢稍正しく動作敏活に其成績良好なるを示す

一 農業

當獄管内は重に農産地なるを以て農事智識を啓發する爲め新潟縣農事試驗場技手に囑託し學説と實地に付進めて簡易に有益なる講話及指導を爲さしめたるに能く其趣旨を體し勉勵し居るを以て農事智識發達し將來實地に活用し得るに至らん

習學時間表

時間	組	曜	月	火	水	木	金	土
自午前七時	一	上部算	衛生	學修	身體	書作	文習	學
自午前八時	二	下部算	學修	身體	書作	文習	學	
自午前九時	一	上部習	學修	身體	書作	文習	學	
自午前九時	二	下部習	學修	身體	書作	文習	學	
自午前九時	一	上部作	學修	身體	書作	文習	學	
自午前九時	二	下部作	學修	身體	書作	文習	學	
自午前九時	一	上部作	學修	身體	書作	文習	學	
自午前九時	二	下部作	學修	身體	書作	文習	學	
自午前九時	一	上部作	學修	身體	書作	文習	學	
自午前九時	二	下部作	學修	身體	書作	文習	學	
自午前九時	一	上部作	學修	身體	書作	文習	學	
自午前九時	二	下部作	學修	身體	書作	文習	學	
自午後一時	一	上部農	農	農	農	農	農	農
自午後一時	二	下部農	農	農	農	農	農	農

一衛生狀態

入監當時第一回健康診斷を行ひ三ヶ月毎に之れを勵行せしめ體操及耕耘等か衛生上如何程効果あるやを比較せしめんとす現在疾病患者一名なり

○水上の感化事業

大阪毎日の傳ふる處に依れば神戸監獄の坪井典獄は豫て歐州に行はるゝ水上の感化事業を神戸港に於て實施せんとの意見を抱き目下之が計畫中にて其計畫の大要は不良少年三十名許りを二三百噸位の汽船に收容して航海其他海上に關する教育を施し規定の年月を経感化の目的を果し成績良好の者は下級海員として船舶に乗込ましむる筈にて感化船に使用する船は海軍省に照會し露國の捕獲船を借入るゝ都合なるも經常豫算編制の必要上同典獄は過日來神戸水ト署の小蒸汽船保安號に就き船長以下船員の俸給船體修繕費石炭費等の一ケ年に要する費額を取調へたりと

○露國リ中將の監獄參觀

仙臺市收容所に收容中のサガレン島總督リヤブノフ中將は其筋の許可を得去月宮城監獄に到り畑典獄に面し監内建物作業の狀況を觀察したる後觀察の一斑を洩して曰く余は陸軍中將としてサガレンに知事たるも其出身は裁判官たり今當監獄を視察し日本監獄制度の發達に感服せり屋舎の如きは風土氣候に準し其構造等我露國とは異なるものあるも第一囚徒が嚴肅なる規律の下に在る事、第二柔順に作業に就き居る事、第三懲戒は精神的に實現されある事、第四囚徒の作業品は卓逸なる事等は驚嘆の外なし日本は此の如く別世界の監獄まで文明的に進歩しあるは我露國と比し雲泥の差あり慚愧に堪ず余は歸國せば此の精神的懲戒を好模範として我制度に移さんことを期す云々外來客通有の御世辭的贊賞難有吾れこそ慚愧に堪へず然れとも西比利亞の追放やオデッサの野蠻監獄と同一視せらてはたまらず戰爭は實に風教を裨益したるのみならず囹圄の裡に在る罪囚にも人道擁護の光明を與ふるを得は吾は被れに對し一頭地を抜ける恩師な

りと謂ふへし氏たるもの大に努力すへし

○被監視人の貯金獎勵

大分縣玉津警察署に於ては管内被監視人を誘掖輔導に營意方めつゝありて職業に勉めしむると共に貯蓄を獎勵するため被監視人にして巡查駐在所に出頭する場合に際しては其金額の多寡を問はず必ず前月中に貯蓄したる貯金通帳を携帶せしめ檢閲することゝしつゝあるに其成績稍良好なりといふ出獄者保護上の一策にして將來の希望を雜かしむる繩となるへし

○犯罪人の増減に就て

群馬の玄々生なる人は犯罪人の増減に就て觀察し其意見を發表せり、其前提として犯罪非行の責任は行爲者と共に社會も亦之か責任を免かるゝものにあらず時局以來全國在監者の減少し尙益減少せんとするの傾向にして刑罰執行は犯罪防遏の唯一手段にあらざることを事實に於て證明すと述へ次に全國の在監者三十六年以降三ヶ年の七月末日現

在數を示し其増減理由を述へて曰く前掲の通賭博及窃盜詐欺取財の著しく減少したるは即ち刑罰執行は犯罪防遏の唯一手段にあらずと云ふ所以にして時局以來國民一般の觀念に基くものなるへきも當局者及操觚者の勤儉貯蓄を獎勵鼓吹せられたる結果に外ならずと信す、犯罪と勤儉貯蓄とは如何なる關係を有するかと曰ふに貯金は物俗及財産に對する犯罪と其數に於て常に反比例を見る故に時局以來郵便貯金の増加せるに反し賭博竊盜及詐欺取財の減少したる所以なるを信す併し群馬縣に於ける在監者増減何如と願みれば全國の比例に準はざるものゝ如し開戦前後に於ける群馬縣の在監者を擧ぐれば

一	月	一四九一	一四一二	一三九五
二	月	一五〇六	一四一八	一四二四
三	月	一五三二	一四一七	一四七七
四	月	一五五〇	一三六四	一四五六
五	月	一五四八	一三〇五	一四一四
六	月	一四五六	一二五七	一三五六
七	月	一四五六	一一七七	一二九五
		三十六年	三十七年	三十八年

八月 一四六五 一一七五 一二九二 準はさる所以にあらざるか云々、一異彩ある觀察
九月 一五〇九 一二三二
十月 一四六五 一二六〇 と謂ふへし
十一月 一四二九 一三五二
十二月 一三九七 一三九二

○福島監獄中村分監へ幼年

囚及懲治人を収集す

右の如く昨年五月より九月までは減少するの時期にして物質的即物産等の關係に因るものなるも昨年の減少は又異例に屬す是れ畢竟時局以來人心傾向の反響にして本年の昨年に比し増加せしも亦時局に對する人心傾向の反響なりと云ふことを得へし何か故に然るか時局以來各種の事業次第に縮少したる結果勞働に衣食する者所謂需用供給の權衡を失ひ遂に犯罪に陥りたるか爲めなり、由來本縣の在監者は賭博犯罪人の多寡に依て増減せられつゝありしに本年は其賭博犯罪人の減したるにも拘らず昨年に比し増加したるは窃盜犯罪人にして昨の六百人に對し今は七百人を超へ比年見ざる所の異例なり而して其犯罪者中比較的他府縣在籍者多し是れ本縣は工業地として他地方より出稼する者多く其多數勞働者が一時に收入を減し犯罪を餘儀なくするに至りたるもの全國在監人減少の比例に

○出征者慰問

(山口監獄職員の美擧)

山口監獄職員は謀りて同僚出征中の勞苦を慰せんとして各自の詩歌、俳句、狂書若くは俗謡等様大の

筆を揮ひたるものを綴り慰問帖と題し同監獄出征者に贈りたりといふ今其二三を掲げて笑覽に供すること左の如し

千歳までかゝやかすらんすめらきの

みいくさ人のたてしさをば 南山生

月今宵滿洲野にもさえぬらむ 九 亮

幾度も生れて國に酬わめや 鷗 際

いむかふ仇をうちつくすまで 鷗 際

あた草の靡かさらめや武夫の 鷗 際

露助めか支那まんしうをぬすみ食ひ や 三

やふれかゝりしはらのはるびん よし 岡

ありなれの川の勝利を初めとし 南山得利

寺うちやふり 遼陽沙河やネー奉天府 陸軍大

勝利いさましや(祝陸軍戦捷俗謡書生節)

水雷の夜襲に火蓋は開かれて 旅順艦隊を全滅

し 蔚山沖やネー日本海 海軍大勝利いさまし

や(祝海軍戦捷俗謡書生節) 鷗 際

大山の奥の黒木にとまりかね

西比利亞さしてにくる黒鳩 遊 外

オーイ、露助殿其城こちらへ明けて渡しやんせ露しや兵はピツクリ仰天しイエ、叶ひません無限の金にてして遂けた用意のこの城丈けはドレ、御免を蒙りましよふヤレ待てしぶとい露助めと援きはなし(全隊前)何の苦もなく打ち落し命ちと城との二重とり 帝國萬歳

金子如岩

みことかしこみわがせこは仇なすスラブおおほせ、大御心をやすめんと出征ありて一年餘、長き月日の御かんなん玉のあられに露の宿、君に捧げし御からだ氣をハルビンに持ち玉へ、武門のほまれとこしへに清き功名立てられよ、家もるわらは一日とて武運禱らぬ時ぞなき よし田其他天津繪ぶし、阿呆陀羅經、一口嘯、長歌又は繪入落語等餘酌盡きす忙中閑ありと謂ふへし

地方通信

○戰死病歿に就て各地通信

神戸監獄看守小寺梅太郎氏は後備歩兵二等卒として昨年六月召集せられ各地に轉戦し遂に昨年九月遼陽戰に從て重傷を負ひ加療中昨年十月死亡、大阪監獄看守東甚藏氏は豫備歩兵一等卒として昨年四月召集せられ同九月遼陽の南方シユジャ一屯附近に於て戰死、新潟監獄看守齋藤豐吉氏は昨年二月召集せられ豫軍中昨年十月揚城寨東方高地攻撃の際戰死、宮城監獄看守三浦謙治氏は卅四年以來看守奉職中昨年二月豫備歩兵一等卒として召集せられ各地數度の戰役に參加し奮闘せしか遂に昨年八月遼陽前面看子溝大夜襲に從ひ戰死、長野監獄看守久保田熊治郎氏は昨年二月召集せられ昨年十月沙河方面八家子附近に於て戰死、富山監獄看守黒崎傳兵衛氏は卅三年以降看守奉職中召集せられ昨年九月盤龍山西砲臺に於て工作の際銃創を受け爾來加療中十一月遂に死亡、鹿兒島監獄看守町

田友治氏は昨年五月召集せられ從軍中同年九月軍曹に進みしか十月十二日浪子街北端に於て戰死、同監獄看守中野與右衛門氏は昨年五月召集せられ從軍中遼陽首山堡に於て負傷し加療中昨年十二月死亡、大阪監獄看守高木政太郎氏は三十五年以降看守奉職中昨年三月召集せられ昨年九月遼陽に於て戰死、

召集令を受くるや已に生還を期せず唯疾病の爲め後送せらるゝあらんを恐ると深く出征し旅順背面攻圍軍に在りて衛生隊に尾せしか同八月脚氣病に罹り遂に同九月死亡せり、因に同監獄にては看守にして從軍せしは十七名にして其内生死不明となりしは平田治郎、戰闘中負傷し治療中又は罹病治療中なるは高橋又次郎、四ッ谷喜太郎、若林勘七、城寶與一郎、吉田三太郎の諸氏なり

新潟監獄よりは前記齋藤豐吉氏從軍中の書東、所屬隊長の戰況通知書、長野監獄よりは久保田熊治郎氏戰死當時の所屬隊長の戰況通知書、鹿兒島監獄よりは町田友治氏に對する所屬隊長の戰況通知及功蹟明細書、中野與三右衛門氏に對する典獄の

小寺梅太郎(1) 野中與右衛門(2) 田友治(3) 東甚藏(4) 黒崎傳兵衛(5) 高木政太郎(6) 齋藤謙三(7) 齋藤謙三(8) 三浦謙治(9)



會費送付方

振込局名	宛名	肩書 番地
神田一ツ橋通郵便局	監獄協會委員 藤澤正啓	東京市麴町區飯田町 五丁目三十番地